



事例特集号

民児協の活動を考える



ひだまり合併号

個人情報
の取り扱い
は？

子ども
の安全
は？

訪問時
の約束
ごとは？

定例会
でやり
たいこ
とは？

地区社
協との
付き合
い方は？

委員仲
間の趣
味は？

認知症
への対
応は？

民児協の活動を考える … P 2

編集後記ほか … P 20

60分のできる実践活動検討 … P 4 ~ 19

(60分のできる実践活動検討の内訳)

1 民児協と委員の役割 … P 5 ~ 8

- ① 守秘義務と個人情報 … P 5
- ② 政治活動 … P 6
- ③ 訪問時の約束ごと … P 6
- ④ 関係機関とできること・できないこと … P 7
- ⑤ 定例会でやりたいこと・改善点 … P 7
- ⑥ 児童委員と主任児童委員 … P 8
- ⑦ その他 … P 8

2 地域と民生委員 … P 9 ~ 15

- ① 高齢者と民生委員 … P 9 ~ 11
- ② 子どもと児童委員 … P 12・13
- ③ 地域と民生委員 … P 14・15

3 地区社協との関わり方 … P 16・17

4 発見とやりがい … P 18・19

本誌の統一
表記

「民生委員児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「社会福祉協議会」を「社協」と表記。

民児協の活動を考える

千葉県内に組織されている地区民児協の数は53市町村328地区(千葉市除く)。

このうち、市域は小学校区または中学校区を基本として、複数の地区に分かれており、36市311地区民児協が組織されています。17町村には、それぞれ1つの民児協が組織されています。

民生委員法で定めのある「民生委員協議会」は、この地区民児協のことを指しています。そのため、「法定民児協」とも呼称されます。

また、児童福祉法第16条には、「(略) 民生委員は、児童委員に充てられたものとする」との兼務規定があるものの、「児童委員協議会」に関する規定はありません。これについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(平成16年11月8日改正)の「児童委員の活動要領」には、次のように記載されています。

「児童委員の活動要領(抜粋)」

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、**民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織する**とともに、**具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図る**など、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連携をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

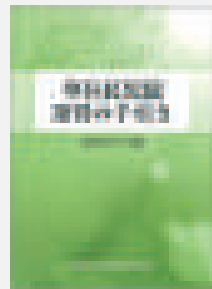
(「児童委員の活動要領」詳細は、毎年配付される、全民児連作成「児童委員の手引き」資料編を参照のこと。掲載のない号もあります)

なお、この活動要領は、地方自治法(第245条の4第1項)の規定に基づく技術的助言に当たるものとされています。

本号とあわせて読みたい参考資料

「単位民児協運営の手引き」

- 発行時期：平成28年3月／
- 配付対象：地区民児協×2冊
- ／●その他：地区民児協にない場合は、貴市町村事務局までお問い合わせください。全民児連HPには未掲載。



いずれにしろ、皆さんの活動の基盤となるのは、この地区民児協です。そして、地区民児協の仲間が一堂に会す「定例会」こそ委員活動にとっては最も大切にすべき会議だといえます。

もちろん、各委員が受け持つ区域では、個人での活動が中心とはなりません。気軽に相談し合える環境を作り、個人情報取り扱いや訪問方法、地域の関係機関との関わり方など、一つずつ少しずつ共通認識を持つていくことが円滑な委員活動には必要不可欠です。

本号では、地区民児協として話し合っておきたいテーマや事例を取り上げます。ぜひ、定例会の時に話し合う時間を設けてください。あわせて、民生委員個人の役割や活動を取り上げた「(第73号)新任委員と一緒に考える活動のススメ」も、あわせてご活用ください。

民生委員制度創設 100 周年記念
全国モニター調査結果 (抜粋)

全民児連「全国モニター調査結果」の千葉県集計結果の抜粋です。事例検討の前に、委員個人がどう思うかや悩みを抱えているのか確認してみてください。

(概要)

上記調査における「都道府県・指定都市別集計表」より、千葉県集計結果（千葉市除く）のみ抜粋。また、抜粋項目は、民生委員個人の活動及び意識に関する調査項目より選択。

(モニター調査の概要)

●実施：全民児連／●期間／平成 28 年 7～9 月／●調査対象：全委員 23 万 1,551 人（主任児童委員含む）／●県内回答者 6,585 人（全国回答数 20 万 750 人、回収率 86.7%）

Q 円滑な委員活動のために希望すること
(複数回答・回答者の上位 3 項目を集計)

項目	%
1 支援に必要な個人情報の開示や共有	35.7%
2 活動の範囲や役割の明確化	35.3%
3 自分自身の資質向上	29.8%
4 地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化	29.8%
5 活動に対する地域住民の理解や協力	25.3%

Q 活動を応援してくれる
住民の有無

項目	%
1 いる	65.9%
2 いない	21.8%
3 無回答	12.3%

※活動を応援してくれる住民が、「いる（65.9%）」と回答した方の内、その人数は「9 人以下」との回答が 54.5%、「10 人以上 20 人未満」との回答が 28.8%を占める。

Q 委員の役割や活動内容に関する
住民の認知度

項目 (認知されている割合)	%
1 1 割以上 3 割未満	31.8%
2 3 割以上 5 割未満	24.0%
3 1 割未満	19.9%
4 5 割以上 7 割未満	13.4%
5 無回答	5.7%
6 7 割以上	5.2%

Q 委員活動における悩みや苦勞
(複数回答・回答者の上位 3 項目を集計)

項目	%
1 プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	54.9%
2 支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	25.2%
3 支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	22.8%
4 援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい	22.2%
5 社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	13.8%

Q 委員活動のやりがいや喜びを感じる時
(複数回答・回答者の上位 3 項目を集計)

項目	%
1 支援した人に喜ばれた時・感謝された時	69.5%
2 その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決した時	43.8%
3 要支援者から頼りにされた時	36.8%
4 民生委員同士で仲間ができた時	34.3%
5 福祉についての自分自身の理解が深まった時	21.5%

Q 民生委員となったことを
「どう感じるか」

項目	%
1 とても良かった	15.8%
2 良かった	49.3%
3 どちらともいえない	23.4%
4 少し後悔している	7.1%
5 とても後悔している	1.6%
6 無回答	2.8%

60分でできる

実践活動検討

民児協としての活動や、留意事項など、これから地区民児協としての活動を進めていくために一度は話し合っておきたい、左記4項目に関するテーマや事例をご用意しました。

コミュニケーションの場である定例会などで、意見交換する際に活用く

1 民児協と委員の役割

2 地域と民生委員

3 地区社協との関わり方

4 発見・やりがい

ださい。

事例検討の際は、60分にはこだわらず、定例会の空き時間に応じて調整してください。

グループを分けて、事例検討を行う際は、いろいろな視点を取り入れるためにも、新任委員と先輩委員を混在させたり、男女比なども考慮してみましよう。

また、より具体的な・実践的な検討を行う際は、区域が隣接する委員同士で班を構成する方法もあります。

下記「検討の心得」も踏まえ、皆さんの事例検討の方法をみつけていきましよう。

検討の心得

効果的な話し合いをするうえで、下記の点にご留意ください。また、事例検討には唯一の“正解”はありません。委員一人ひとりの経験をもとに、前向きに話し合ってみてください。

- **自由奔放** 意見には制約を設けず、自由に発言してください
- **多数歓迎** 意見やアイデアは質よりも量、多いほど歓迎です
- **便乗発展** 他の方の意見に便乗し、話を発展させましよう
- **批判厳禁** 他の方の意見を批判せず、前向きに話し合いましよう
- **視点多用** 要支援者だけではなく、行政や社協、民生委員など、様々な視点や立場で事例を検討しましよう

1 民児協と委員の役割

～テーマ別検討～

各委員が担当区域内での活動や、関係機関との関わりを持つ際に、適切な判断や対応を取ることができるように、地区民児協としての約束ごとを一つひとつ決めていきましょう。

1 守秘義務と個人情報

民生委員法には、守秘義務（第 15 条）に関する次のような条文があります。

その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的に行われなければならない。

特に、委員活動では、住民の家庭内の私生活や個人の秘密に接する可能性があります。そのため、単に法律に規定されているような“個人情報”だけにとどまらず、“プライバシー”全般に対する配慮が必要だといえます。（※相違点は下記参照）

適切に個人情報を取り扱うことは、もちろんですが、民生委員活動には、住民の個人情報（やプライバシー）が必要不可欠なものでもあります。

あらためて、個人情報の取り扱い方と活用方法について、皆さんで話し合ってみましょう。

● プライバシーと個人情報の違い

両者の違いについては、よく郵便配達を例に説明されることが多いようです。郵便配達員は、ハガキや封筒を届けるために、記載されている宛先（個人を特定する住所や氏名といった「個人情報」）をもとに配達します。そして、そのハガキや封筒に書かれている他人には知られたくない私的な情報が「プライバシー」です。

● プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活・私的領域・個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。（小学館・大辞泉）

● 個人情報

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等の特定の個人を識別できるもの。（個人情報保護法第 2 条関係）

STEP 1 | あらためて管理方法と取り扱い方法を確認

例) 個人情報の記載のある書類は、カギ付きの机に保管。
例) 必要以上の個人情報は持たない。

(確認内容)

(課題と改善点)

STEP 2 | 個人情報を活用し、どのような活動を行いたい？

例) ひとり暮らしと 75 歳以上の夫婦世帯への友愛訪問を行いたい。

(活動内容)

(課題と改善点)

STEP 3 | 把握している情報と、必要とする個人情報

例) ひとり暮らし高齢者の情報は把握しているが 75 歳以上の夫婦世帯の情報がほしい。

(把握する情報と必要な情報)

(課題と改善点)

2 政治活動

民生委員法には、政治活動（第 16 条）に関する次のような条文があります。

民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

これは、もちろん一個人としての政治活動を行うことまで禁止しているものではありませんが、

担当区域内での政治活動については、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難（住民からの誤解を受けやすい）なため、できる限り避けるべきであるとされています。なお、違反した場合には、解職される場合もあります。

地域住民に対して、公正・公平な立場で接するには、どのような点に気をつけたほうがよいか、皆さんで話し合ってみましょう。

3 訪問時の約束ごと

委員活動は、つねに地域住民のそばにあるといってもよいでしょう。住民からのあらゆる相談に応じ、必要に応じて、関係機関・団体につなぎ、温かい目で見守り続けることが、相談・自立支援

活動の基本にあります。特に、住民宅を訪問するような場合は、十分に配慮した行動で臨むことが大切です。

地域住民と接する際、どのような点に気をつけたらよいかを皆さんで話し合ってみましょう。

場面	検討内容
1 訪問時にしたほうがよいこと	(例) 玄関先で対応する
2 訪問時にしないほうがよいこと	(例) 金銭の貸し借りをしない
3 持参したほうがよいもの	(例) 民生委員手帳・筆記用具・ノート
4 相手の様子で気にかける点	(例) 前回訪問時との違い(表情・話し方)
5 対話方法	(例) ゆっくり話す・聴く
6 その他	

4 関係機関とできること・できないこと

民生委員活動を進めていくうえで大切なことは、地域の関係機関との密接な連携です。地域の関係機関として、身近なものでいえば、行政（役所・役場）や町会・自治会をはじめ、学校、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、公民館・生涯学習施設、病院など、実にさまざまなおところがあります。

連携のあり方としては、日常的に情報交換を行

い、協働事業などを実施することが最も理想的であるといえます。こういった関係機関との幅広い連携が、地域住民の安全で安心な生活につながっていきます。

皆さんのところは、地域のどのような関係機関と関わりを持っていますか？ また、今後関わりを持っていきたい関係機関との活動などについても、皆さんで話し合ってみましょう。

地域の関係機関	現在の関わり方	課題と今後の関わり方
1 行政		
2 地域包括支援センター		
3 町会・自治会		
4 地区社協		
5 学校		
6 公民館 (地域の公的施設)		
7 その他		

5 定例会でやりたいこと・改善点

毎月1回開催している定例会。ときに、活動の報告や、関係機関からの依頼や周知事項も大切ですが、優先すべきは委員同士で話しあう時間です。

皆さんが定例会でやりたいと思うことや、改善したいことなどを話し合ってみましょう。

定例会でやりたいこと	定例会で改善したいこと
●	●
●	●
●	●
●	●
●	●

6 児童委員と主任児童委員

前号（第 74 号）では、「児童委員活動はじめの一步」と題し、県内で取り組まれている児童委員活動をご紹介します。

また、昨年 12 月には、全民児連が「児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化方策 2017」を策定し、右記 4 点の重点活動を提起しています。

これらの活動を推進していくためにも、まず地区民児協としての現状を確認し、どのような活動に取り組んでいくのかを話し合ってみましょう。

「全国児童委員活動強化推進方策 2017」の重点活動

- ①子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- ②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- ③課題を抱える親子を早期に見出し、つなぎ、支える
- ④児童委員制度やその活動への理解を促進する



●発行：全民児連／●時期：平成 29 年 12 月／●配付：地区民児協各 5 部（平成 30 年 1 月下旬発行予定の View に同封）／●データ：全民児連 HP からダウンロード可

STEP 1 地区民児協の児童委員活動を確認

(取り組んでいる活動)

(今後取り組みたい活動)

STEP 2 児童委員と主任児童委員の活動と連携方法

(左記活動に、一人の委員として、どのように関わるか?)

(児童委員と主任児童委員は、どのように連携するか?)

(例) 定期的な報告方法や学校訪問、課題発生時の対応

7 その他

これまで挙げたテーマ以外に、地区民児協の中で、一度は話し合っておきたいものを列記しています。時間のある時に、ぜひ皆さんで話し合ってみてください。

- 金銭の取り扱い
- パソコンや USB での個人情報の取り扱い
- SNS (facebook、twitter 等) での情報発信
- 定期的な友愛訪問の頻度・方法
- 町会・自治会との付き合い方
- 学校との付き合い方
- PR 活動 (いつ・どこで・誰に・配付物)
- 要支援者の範囲
- 行政への緊急連絡方法 (祝祭日)
- 地区民児協内の緊急連絡方法
- 課題別専門機関への相談先 (つなぎ先)
 - ・高齢者 (ひとり暮らし・認知症)
 - ・子ども (虐待・不登校・登下校の見守り)
 - ・障がい者
 - ・その他 (ゴミ屋敷・低所得世帯……)

これからの社会の有り様として、全民児連では「誰もが笑顔で、安全に安心して暮らせる社会づくり」を提唱しています。

高齢者・子ども・障がい者等のすべての人々が、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現させていくことが大切だと言われています。

日々、皆さんは地域住民とどのように向き合っていますか？
高齢者や子ども、地域に関する事例について、皆さんで話し合ってみましょう。

2 地域と民生委員

～事例別検討～

1 高齢者と民生委員

民生委員活動を推進していくうえで、特に高齢者への支援については、地域の状況が大きく変わってきています。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の世帯数の将来推計(H30.1.12 発表)」によると、世帯主の高齢化が進み、65歳以上の高齢世帯や単独世帯も上昇す

ると予測されています。

今後、高齢者を地域全体として支えていくためにも、どのような支援ができるのでしょうか？

ここでは、とある事例をもとに、対象となっている高齢者との関わり方を、ロールプレイという手法で、体験してみてください。(事例はP10・11)

③グループ分けと役割の決定

ひと班5・6名を目安に班分けをします。民生委員歴や男女比なども考慮します。

班分け後は、それぞれの登場人物の演者を決めてください。役割のない方は、客観的な視点で、気がついたことなどをメモします。

④ロールプレイ ※演じる役割を代えて繰り返す

⑤評価及びシェアリング

気づいたことや感じたことなどを話し合ってください。(以下、参考例)

- 最初の言葉かけはどうだったか。
- 民生委員としての自己紹介ができたか。
- 訪問した目的は伝わったか。

⑥まとめ 各グループからの発表

※第72号再掲(一部・編)

参考

ロールプレイの手順

所要時間:60分(目安)

①ロールプレイの説明

日常に起こる課題・場面を、その場の参加者たちが役割を演じることで、課題解決の手がかりを得る方法です。「役割を演じる」という疑似体験を通して、想定された課題・場面が実際に起こった時、適切に対応できるようにするための学習方法です。

今回は、次ページに掲載する事例を想定し、それぞれの登場人物を、皆さんに演じていただきたいと思います。

②ウォーミングアップ ※代表者の見本

参考例として、代表の方が演じてみてください。

認知症が急速に進行した高齢者との関わり方

先日、私（区域担当民生委員）が担当する区域の住民から、「認知症と思われる高齢男性が、毎日のようにタバコの投げ捨てをしたり、指定日ではない日に、それも指定の場所ではない所にゴミを出したりしている。何とかならないか？」という相談がありました。

その住民に確認したところ、認知症と思われる高齢男性は、近所に住むAさん（85歳）だと判明しました。奥様（Bさん・80歳）と同居していますが、病弱なため、外出には同行者が必要なようです。定期的に、介護ヘルパーが訪問しているほか、配食サービスも受けているようです。ほかに同居者はおらず、典型的な高齢者夫婦世帯であることがわかりました。

二人とも、この地域では長く生活していますが、これまで近所付き合いがほとんどなく、高齢であることから、地域の行事（清掃日や祭り等）にも参加していません。それでも、半年ほど前までは、病弱なBさんをいたわるようにして、二人で近所のスーパーマーケットに出かける姿も見られました。

しかし、最近はBさんを見かけることもなくなり、Aさんが先ほどのような気になる行動を頻繁に繰り返すようになってきたのです。急速にAさんの認知症が進行しているのではないかと考えられます。この地区を担当する地域包括支援センターに確認してみたところ、「つい先日、他県に住む娘さん（55歳）から、認知症についての相談を受けており、これから対応を始めようとしているところ」とのことでした。

とある日、この高齢者夫婦のお宅に、地域包括支援センターの担当者Sさんと私の二人で訪問することになりました。しかし、その日はAさんが不在で、奥様のBさんだけが在宅していました。

そのBさんによると、「半年ほど前までは、主人（Aさん）に頼めば、ちゃんとゴミ出しをしてくれていた。しかし、今はまったく理解ができないようで、不定期に勝手にゴミを持ち出したりして困っている」とのことでした。

地域包括支援センターの担当者Sさんと相談した結果、Aさんが在宅中に、再度Sさんと私の二人で訪問し、今後のことも含めて、全員で話し合う場を設けてはどうか、という方向性が定まりました。

- 後日、再び訪問した際のやりとりを、ロールプレイで体験してみましよう。
- 左頁のステップ1・2を確認した後、実際にロールプレイをしてみましよう。

STEP 1 登場人物とその関係を確認する

登場人物の基本設定を確認します。また、必要に応じて、各登場人物の設定を追加してください。

- A ● Bさんの夫。85歳。
● 認知症の疑いがある。
● 穏やかでやさしい性格だが、意固地な一面もある。

(追加する設定)

- B ● Aさんの妻。80歳。
● 病弱なため外出は難しいが、身だしなみと、話し方はきちんとしている。
● Aさんとの間に一人娘(55歳)がいる。

(追加する設定)

- S 地域包括支援センター職員。在職10年。

(追加する設定)

- 私 委員歴や性格等の設定はない。自身がいつも訪問するように演じる。

STEP 2 ロールプレイの進め方を確認

下記3点をふまえて、ロールプレイをしてみてください。

①基本設定以外は自由

左記「STEP 1」に記載されている以外の内容は、それぞれの役割を演じる方が事前に、またはロールプレイの会話の中で自由に設定してください。(例：夫婦のなれそめ、生い立ち、娘さんのこと…etc)

②普段の訪問のように、インターフォンを押すところから始める。

③会話の中でふれたいこと

- 最近の日常生活
- Aさんの行動について、Aさん自身に聴いてみる。
- Bさんに、今の生活について聴いてみる。
- AさんとBさんの二人に、これからどうしたいかを聴いてみる。

- ()
- ()

(※必要に応じて追加)

④演じる役割を代えて繰り返す

STEP 3 (終了後) 班のみんなを確認する

- ①班の中で、それぞれの立場での感想を話し合ってみてください。(良い点、気になった点)
- ②もし実際に、この事例のような高齢者夫婦がいたとしたら、皆さんはどのような支援ができるのかを話し合ってみてください。

STEP 4 全体で発表

全体で、各班から出た意見を発表しましょう。

2 子どもと児童委員

核家族化が進み、子育て環境の孤立化が課題となっている昨今、地域では、児童虐待や青少年の非行、不登校、ひきこもりなど、子どもを取り巻く事件・事故・事案が後を絶ちません。

区域担当の児童委員や主任児童委員は、地域の関係機関とどのように連携をとればよいのでしょうか？ 以下の事例をもとに、皆さんで話し合ってみてください。

事例

緊急時、誰がどう関わるか？

M市では、学校・幼稚園・保育所・療育センター・児童相談所・青少年サポートセンター（教育委員会）・社会福祉協議会など、子どもに関わる機関が多数存在しています。

子どもに関わる事件・事故・事案に対して、これまで以上に、関係機関同士の連携や情報の共有が重要視されています。

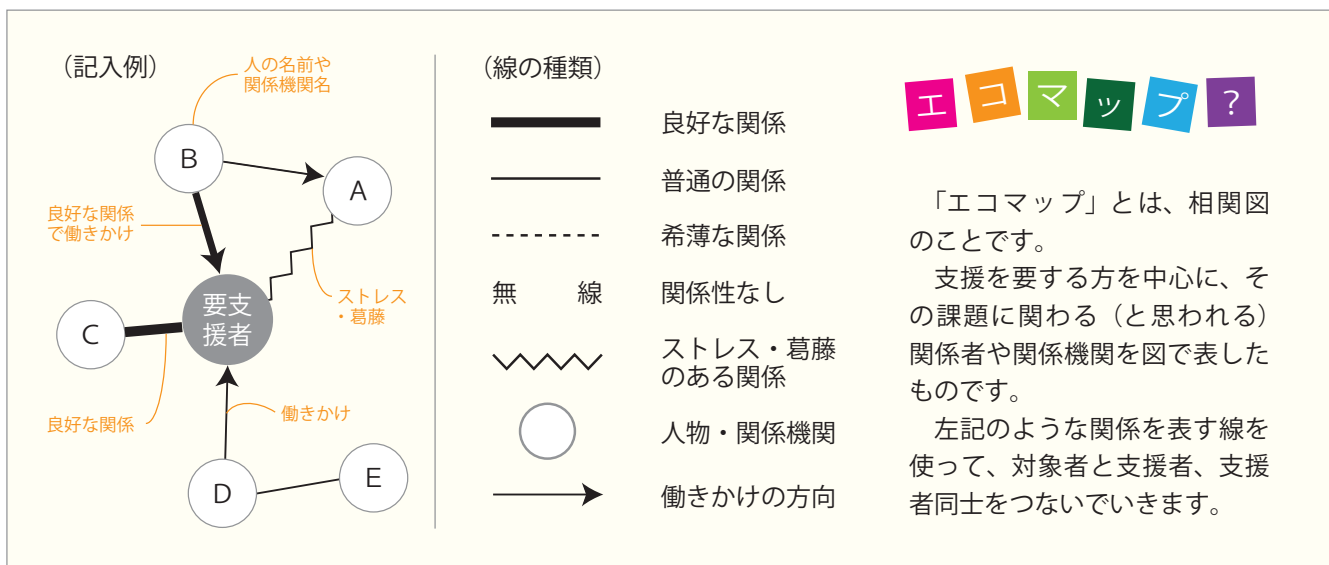
そんななか、2018年の春休み、「小学生の兄弟2人が家に帰って来ない」という事案が発生しました。この発端は、青少年補導員からの一報でした。その兄弟が住む区域を担当する児童委員に連絡が入ったのです。

その区域を担当する児童委員も、日頃よりその兄弟を気にかけて、朝夕の登下校の見守り時などに、声かけをしていた矢先の出来事でした。

その後、区域担当の児童委員は、地区民児協の会長と主任児童委員に報告を入れ、そこから地域の関係機関にも電話、FAX、メールなどで情報が広がっていきました。

次の日、警察が他市の公園に二人でいるところを無事に発見し、保護されました。

●皆さんの地域で、このような緊急の事案が発生した時、誰がどのように関わればよいかについて、この事例を使いながら、考えてみてください。



STEP1 地域の関係団体を確認する

地域で活動する子育てや児童に関わる関係団体を書き出してみましよう。
あわせて、それらの関係団体が、地域でどのような活動をしているのかも確認してみましよう。

STEP2 どのように関わられるかを確認する

この事例のような事案が発生した場合、どのような人達が関わればよいのか。また、あらかじめどのような人・団体と連携したほうが良いのか、エコマップに書き出してみましよう。

※「○」は、すべて埋める必要はありません。新たに加えても構いません。

STEP3 全員で最後に確認する

みなさんの地区民児協では、今後子どもを見守る取り組みとして、どのような活動ができるでしょうか？
学校との連携も含めて、皆さんで話し合ってみましよう。

3 地域と民生委員

地域では、さまざまな人々が生活しています。

地域によっては、外国人居住者や単身赴任による中期・短期の滞在者が増加しているところもありますし、ホームレスといった生活課題を抱えている人もいます。

そのようななか、国は「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6.2 発表・下記枠線はプラン抜粋)」において、次のような方針を発表しています。

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、内閣府「社会意識に関する世論調査」では、「社会のために役立ちたい」と考えている人が、全体の65.4%に上るという調査結果も出ています。地域には、「ヒト：人的資源」、「モノ：物的・組織的資源」、「カネ：財政的資源」、「トキ：機会的資源」、「シラセ：情動的資源」といった大切な資源があります。今後、地域で発生する課題を解決していくうえで、特に「ヒト：人的資源」が、どのようにつながっていくのかが大きなカギになると考えられます。

そこで、現在の地域において、どのような人々が生活し、どのような課題が発生しているかを話しあい、その解決のために、地域の誰と、どうつながればよいかを、皆さんで考えてみましょう。

地域資源の一例

ヒト (人的資源)

●本人／●家族／●地域住民／●教師／●学生(小・中・高・大)／●在勤者／●店主／●医師／●看護師／●ケアワーカー／●保健師／●介護支援専門員／●ホームヘルパー／●社会福祉士・介護福祉士／●精神保健福祉士／●保育士／●社協職員／●人権擁護委員／●民生委員・児童委員／●主任児童委員／●保護司／●福祉委員／●弁護士／●ボランティア／●地主／●税理士／●司法書士／●NPO関係者／●駅員／●行政職員(警察・消防含む)／●郵便配達員／●新聞配達員／●デリバリー事業者／●おやじの会／●スズ友会／●地域の名人・有名人 等

モノ (物的・組織的資源)

●町会・自治会／●自主防災会／●婦人会(女性会)／●おやじの会／●こども会／●子育て中のスズ友会／●老人クラブ／●赤十字／●保育園／●PTA／●子育てサークル／●消防団／●交通安全協会／●ボランティアセンター／●シルバニア人材センター／●商工会議所／●青年会議所／●学校／●社協(地区・市町村・県等)／●共同募金会／●商店街／●病院・診療所／●社会福祉施設／●コンビニ／●デパート・スーパー／●喫茶店／●図書館／●農協・漁協／●映画館／●地域の空き家／●集会所／●基会所／●娯楽施設 等

カネ (財政的資源)

●補助金／●委託金／●寄付金／●共同募金／●収益金／●助成金／●介護保険料／●銀行からの融資／●協賛金／●自主事業による収益 等

トキ (機会的資源)

●チャンス／●タイムンズ／●就業時間／●休暇時間／●ボランティア活動時間／●ひらめきの瞬間／●地域との交流／●PTA等団体活動／●式典やイベント 等

シラセ (情動的資源)

●サービス利用者情報／●相談窓口のニーズ情報／●統計情報／●インターネット情報／●新聞／●雑誌／●テレビ／●ラジオ(コミュニティFM局)／●町内会報／●折り込み広告／●街で配られるチラシ／●タウンページ／●先人・先輩の知恵／●ノウハウ等

※P14・15は、冊子の向きを変えてご利用ください。

課 題	考えられる 背景・原因	具体的な支援	解決方法・取り組みのアイデア
<p>(例) 今の若い母親は“孤育 で”になっている</p>	<p>(例) ・三世代同居の減少 ・地域に理解者がいない</p>	<p>(例) (主ノ) 地元のスーパー (ヒト) 地域の子育ての ベテラン</p>	<p>(例) ・館内の一角に共用スペースがある。その一角を区切り使用する。 ・スーパーには、行政担当者から相談をしてもらう。 ・月1回ペースで、母親が集まりやすい時間に開催する。 ・子育てのベテランが常駐し、よらず相談に乗ってもらう。 ・愛称“ママ友ひろば” ・愛称“スーパーママ” ※「超」と「スーパーマーケット」を掛けた</p>

地域福祉を推進するうえで、地区社協と連携していくことはこれからも大切であるといえます。

そのような中、以下のような事例の場合は、どのように関わり合っていくべきだと考えますか？

これまでのご自身の体験を振り返りながら、話し合ってみましょう。そして、これから皆さんの民児協と地区社協とのより良き関わり方についても、話し合ってみましょう。

3 地区社協との関わり方

～事例別検討～

事例

地区社協との付き合い方

私は、今回の一斉改選で委嘱されたばかりの新任委員です。

当初は、委員活動の内容や地域での活動の方法などもよくわからず、模索する毎日でした。しかし、ようやく1年が過ぎ、地域住民や関係機関・団体の専門職の皆さんとの向きあい方も見えてきた今日この頃です。

そのような中、当初より気になっていたのが、地区社協との関わり方でした。

委員に委嘱された早々、地区民児協の会長から「今後は、地区社協の役員にも名前を連ねていただき、活動していくこととなりますよ」と告げられました。委員になったばかりで、また他の役割もあるのか？と驚いたのですが、「地区社協主催の高齢者サロン」や「子育てサロン」、「年1度の敬老事業」、「研修会の開催補助」、「福祉まつりの運営」、「共同募金活動」、「配食（お弁当の配布）活動」等、さまざまな関わり方をしてほしいといわれました。

あらためて、「民生委員法」を読んでもみると、職務について触れている第14条に「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」とあります。

ただ、結果として、月に10日以上は地区社協活動に関わっており、協力したい気持ちはあるものの、体力的にも追いつかないことが多くなってきました。また、地域住民の個別訪問等に時間を割くことができない時もあり、「民生委員として委嘱を受けるということは、どういうことなのだろうか？」という思いを抱きながら活動している現在です。

そうはいつでも、「民生委員さんの協力があつての地区社協活動ですよ」といわれると、なかなか断ったりもできず……。地区社協とのより良き関わり方について思案しているところです。また、地区社協の構成メンバーの大半が民生委員ということもあり、そのあり方についても悩みどころです。

※「民生委員法」第24条第3項には、次のような条文があります。

「民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる」

選択肢の一つとして、社協も含め、地域の青少年や防犯・防災等の社会福祉関係団体に「加わることができる」ことになっています。

STEP 1 「私（新任民生委員）」の"評価点"を見つける

「私（新任委員）」の活動内容や取り組み姿勢について、評価できる点を考えてみましょう。

評 価 できる点	
-------------	--

STEP 2 「私（新任民生委員）」の"改善点"を見つける

- ①「私（新任委員）」が負担に感じていることについて、下記4つの項目別に整理してみましょう。
- ②上記①について、どのように改善したらよいかを考えてみましょう。

項 目	①負担に感じている点	②(左記の) 改善策
(例)	(感情面) 周りの人に「あなたがあつての地区社協活動だ」と言われ、なんとなく相手の意見や気持ちにあわせてしまっているように感じる。	自分一人で判断したり、決断しないで、先輩委員などに相談してみる。
感情面		
身体面		
時間面		
その他		

STEP 3 全員で最後に確認する

地区社協とより良き関係を構築していくために、今後地区民児協（または委員個々）として、どのように関わっていくのかを話し合ってみましょう。

--

日々の活動を進めていくうえで、皆さんにとっての“やりがい”とは何でしょうか？あるいは、“負担感”をどういった部分に感じるのでしょうか？

それらに向き合っていくうえで、「自分自身を振り返る」ことや、「他者への理解を深める」ことも大切です。

ここでは「偏愛マップ」を使って、お互いの“人となり”を知ることから始めてみましょう。

(※「ひだまり第2号 (H24.2)」掲載を再編のうえ掲載)

4 発見とやりがい

概要

偏愛マップと進め方

「偏愛マップ」は、『声に出して読みたい日本語』等の著書で有名な齊藤孝氏（明治大学教授）が提案するコミュニケーション方法です。

「偏愛」とは、その名の通り、偏って愛しているもの。「あらためて人に言ったことはないけど、実は〇〇が好き」といった自分が愛して止まないものを書きだしたものが「偏愛マップ」です。

例えば、自分の好きな食べ物や音楽、映画、本、言葉、乗り物、場所、動物、スポーツ、人物、人よりちょっと詳しいこと、昔〇〇だった話、家族や孫自慢、その他趣味などなど、愛して止まないものであれば内容は何でもよいので書き出します。

毎月行う定例会で、活動検討や勉強会も非常に大切なことですが、たまにはワイワイ楽しみながら、お互いのことをよく知る機会を作ってみるのも、今後の地区民児協の活動に役立つのではないのでしょうか？

偏愛マップ

キラいな人がいなくなる
コミュニケーションメソッド



- 著者：齊藤孝
- 出版社：NTT出版株式会社
- 発売日：2004.3.30
- 定価：925円

STEP 1 偏愛するものを書き出す

書き方は自由です。思いつくままに書き出してください。

記入例のように、分野に分けて書きだしていくと、自分の整理にもつながりますし、この後の会話相手にとっても読みやすいでしょう。

STEP 2 2人組を作る→マップを交換→会話

2人組を作りマップを交換します。相手のマップに目を通したら会話のスタートです。相手のマップを、肯定的に捉えることや、共通点、関心のあることを見つけるように心掛けましょう。

初めて行う際は、交互に質問するとやりやすいかもしれません。時間配分も自由ですが、はじめは10分程度を目安に、たくさんの人と会話してみましょう。

STEP 3 時間があれば他者の偏愛マップを発表

興味深かった方のマップについて、グループを作り発表しあいましょう。

この時、自分のマップではなく、会話をした他者のマップについて肯定的な意見で発表し、その方の魅力を皆さんに紹介してみましょう。

テーマ1

テーマ2

テーマ3

テーマ4

自分

偏愛マップ

記入用紙

好きなテーマ（ジャンル）で書いてください。

(参考例)

- 食べ物 / ●スポーツ / ●趣味 / ●特技 / ●映画 / ●本 / ●テレビ / ●お国自慢 / ●委員活動 / ●その他

記入例

映画・テレビ・本・著名人

- ・NHK朝の連続ドラマ小説（20年間欠かしたことはない）
- ・映画「男はつらいよシリーズ」
- ・健康に関する情報番組
- ・○○○○（著名人）



平成 30 年度活動強化週間に向けた広報グッズについて

平成 29 年度は、制度創設 100 周年を迎え、県内においても担当区域の住民の方や関係機関の皆さまに、広く P R 活動を推進してきたところです。

P R 活動は、すぐに効果が現れるものではありませんが、継続的な P R 活動による認知度の向上が、活動へのやりがいや負担感の軽減にもつながってきます。平成 30 年度も、積極的に取り組んでいきましょう。

全民児連では、例年同様、様々な P R グッズを作成しています。この詳細は、「活動強化週間実施要領」のご案内とあわせて、貴市町村民児協事務局あてにご案内させていただきます。

全民児連作成の P R グッズ

- ①「平成 30 年度 活動強化週間実施要領」
- ②活動強化週間「活動のしおり」
- ③広報グッズ注文用紙
- ④ P R カード
- ⑤パンフレット「あなたのまちの民生委員・児童委員」
- ⑥チラシ「こんにちは民生委員・児童委員です」
- ⑦100 周年 P R リーフレット「このまちとともに次の 100 年へ」
- ⑧ポスター「民生委員・児童委員はこのまちに笑顔を広げます。」
- ⑨クリアファイル「ひとりで悩まず、民生委員・児童委員に相談してください。」

※上記④～⑨は、見本のみ市町村民児協へ案内。必要に応じて市町村・地区民児協で注文（有料）。

※上記①～⑦は、平成 30 年度版。

意見募集

本誌編集委員会では、地区や委員個々の活動に役立つ内容を掲載していきたいと考えております。

ぜひ、県民児協まで皆さんの感想や取り上げてほしいテーマ、内容等に関するご意見をお寄せください。ご連絡方法は、電話や FAX、メール、お手紙などいずれでも結構です。（匿名可）

皆さんからのご意見をお待ちしております。

電話：043-246-6011

FAX：043-248-0084

メール：home@chiba-minkyoo.or.jp

住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター内

編集後記

本号は、「(事例特集号) 民児協の活動を考える」と題し、あらためて地区民児協として決めておきたい約束ごとなどを話し合えるように事例を中心に特集を組みました。

小テーマごとに分けていますので、割ける時間に応じて検討できるほか、ロールプレイやエコマップ、偏愛マップなど、いろいろな検討方法をご提示しています。ぜひ、定例会で検討する時間を設け、一つひとつ共通認識を持てるように、皆さんで楽しみながら話し合える時間を持ってみてください。

次号（第 76 号）は、「仲間づくり」の特集を予定しております。

ちば民児協だより編集委員長 三枝 貫治

発行日：平成 30 年 2 月 15 日

発行人：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野トシ子

発行所：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084

E-mail：home@chiba-minkyoo.or.jp

作成：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

「ちば民児協だより編集委員会」

協力：合同会社泉恵造研修企画工房 代表社員 泉恵造

その他：当会会員以外の方が複製等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

